

名古屋市南陽交流プラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8年 3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第35号

名古屋市南陽交流プラザ条例の一部を改正する条例

名古屋市南陽交流プラザ条例（平成25年名古屋市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表中

円
2,300
800
2,000
1,000
700
500
1,900
1,000

を

円
3,400
1,200
2,300
1,500
1,000
700
2,800
1,500

に改める。

1,000
1,000
700
2,900

」

1,500
1,500
1,000
4,300

」

附 則

- 1 この条例は、令和 8年10月 1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者及び使用の許可を申請し、受理されている者の使用料の額については、なお従前の例による。